

○大蔵省、厚生省、告示第十号

農林水産省、通商産業省、告示第十号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
第二項第一号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一
第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、告示第三号）の
一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の次に次の一項を加える。
規則第四条第四号に規定する分別基準適合物
一〇〇分の八七・四二

表に次の一項を加える。
規則第四条第六号に規定する分別基準適合物
一〇〇分の九二・七九

○大蔵省、厚生省、告示第十一号

農林水産省、通商産業省、告示第十一号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
第二項第二号イの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十
第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率（平成八年大蔵省、厚生省、告示第四号）
の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚
生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の比率の欄
中「三八・三六」を「四〇・七三」に、「二七・二七」を「二四・四八」に、「三〇・八二」を「三〇・
九四」に、「〇・〇五」を「二・〇八」に、「二・〇〇」を「二・三五」に、「二・二四」を「〇・四三」
に改め、同項中「
規則別表第二の一の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の〇・二八」を削り、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項の比率の欄中
「九・二六」を「八・九〇」に、「三九・五九」を「三六・九二」に、「三・一八」を「三・二七」に、
「三七・四六」を「四〇・三〇」に、「〇・一八」を「〇・一七」に、「〇・三五」を「〇・四五」に改め、
同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の比率の欄中「二・八七」を「二・四四」
に、「一七・六七」を「一五・〇七」に、「五七・四二」を「五九・九二」に、「〇・七五」を「〇・八七」
に、「一・〇〇」を「一・〇五」に、「〇・三〇」を「〇・六六」に改め、同項の次に次の一項を加える。
規則第四条第四号に規定する
分別基準適合物
規則別表第二の四の項の下欄の
イに掲げる業種
一〇〇分の三五・七九
規則別表第二の四の項の下欄の
ロに掲げる業種
一〇〇分の二・一三

規則別表第二の四の項の下欄の
イに掲げる業種
一〇〇分の三五・七九
規則別表第二の四の項の下欄の
ロに掲げる業種
一〇〇分の二・一三

Table with 2 columns: Description of rule changes and corresponding ratios. Includes entries for '規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種' and '規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種'.

Table with 2 columns: Description of rule changes and corresponding ratios. Includes entries for '規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種' through '規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種'.

○大蔵省、厚生省、告示第十二号
農林水産省、通商産業省、告示第十二号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一
第二項第二号ロの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十
第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率（平成八年大蔵省、厚生省、告示第五号）の
一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 丹羽 雄哉
農林水産大臣 玉沢徳一郎
通商産業大臣 深谷 隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の率の欄中「九一・三〇」を「九一・七一」に、「九一・〇五」を「九一・五〇」に、「九三・八五」を「九三・九二」に、「九六・五七」を「九四・四四」に、「九九・三二」を「九八・七三」に、「九八・八四」を「九七・八一」に改め、同項中「

を削り、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項の率の欄中「九三・〇〇」を「九四・一〇」に、「八六・〇二」を「八四・三九」に、「九七・七三」を「九七・九七」に、「九五・三六」を「九五・五六」に、「九七・四七」を「九七・九一」に、「九九・六三」を「九八・八三」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の率の欄中「九一・九七」を「九一・三一」に、「七五・〇一」を「七八・一三」に、「九四・〇〇」を「九三・八八」に、「九七・四三」を「九七・六九」に、「九八・九八」を「九八・九二」に、「九七・三二」を「九七・五二」に改め、同項の次に次の一項を加える。

規則別表第二の一の項の下欄のトに掲

規則別表第四号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九五・一一
	規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九八・四〇
	規則別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九六・二二
	規則別表第二の四の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九四・八五
	規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九八・八八
	規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九八・九四
	規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九九・一一
	規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九九・三二
表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の項の業種の欄中「別表第二の四の項」を「別表第二の五の項」に改め、同項の率の欄中「八五・八八」を「八四・一八」に、「八一・二八」を「八〇・四一」に、「八六・八七」を「八七・一六」に改め、同表に次の一項を加える。	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	一〇〇分の九六・三〇
	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一〇〇分の九四・七三

規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	一〇〇分の九九・三五
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	一〇〇分の九一・五九
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一〇〇分の九七・〇一
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	一〇〇分の九四・二七
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	一〇〇分の九八・六九
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	一〇〇分の九九・六二

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 告示第十三号

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一條第二項第二号ニの規定に基づき、表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一條第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 告示第六号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。

平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
 厚生大臣 丹羽 雄哉
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 通商産業大臣 深谷 隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省 令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「三二六、二四五」を「三二二、一六〇」に、「二四二、六二二」を「二〇二、〇五七」に、「九九七」を「二四五、七〇四」に、「四一五」を「八、四七八」に、「八、七五五」を「一八、五〇七」に、「一九、五四二」を「三、一〇七」に改め、同項中「

規則別表第

規則別表第四号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の四の項の下欄のイに掲げる業種	二、六〇〇
	規則別表第二の四の項の下欄のロに掲げる業種	一八、三一〇
	規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	三〇七、〇五〇
	規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一八、三一〇

二の一の項の下欄のトに掲げる業種「二、六〇〇」を削り、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「四三三、四七二」を「三九、八五五」に、「一八七、五六一」を「一六七、二七一」に、「六〇、四一六」を「五八、〇八一」に、「二七八、六九三」を「一八〇、五八六」に、「八五」を「七九四」に、「一、五五四」を「一、九一」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の項の量の欄中「四五、一四八」を「四九、〇〇〇」に、「三五、五九二」を「三二、三六七」に、「二一五、四九九」を「二二、八〇九」に、「一、五一〇」を「一、九七四」に、「二、〇七六」を「二、三八一」に、「六三二」を「二、六三六」に改め、同項の次に次の一項を加える。

表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の量の欄中「二四、二四八」を「二六、一六一」に、「一七〇、七七七」を「一八四、八一九」に、「一〇、一八五」を「二一、一七一」に改め、同表に次の一項を加える。

規則別表第二の四の項の下欄の八に掲げる業種	三一、四二七
規則別表第二の四の項の下欄の二に掲げる業種	四〇、九一〇
規則別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種	三一、〇五五
規則別表第二の四の項の下欄のヘに掲げる業種	三〇、五〇三
規則別表第二の四の項の下欄のトに掲げる業種	一一六、四一七
規則別表第二の四の項の下欄のチに掲げる業種	二八三、三九〇

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物

規則別表第二の六の項の下欄のイに掲げる業種	四八八、三一
規則別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種	一八、三二二
規則別表第二の六の項の下欄のハに掲げる業種	四、九八六
規則別表第二の六の項の下欄のニに掲げる業種	五五、九三三
規則別表第二の六の項の下欄のホに掲げる業種	一六、一三七
規則別表第二の六の項の下欄のヘに掲げる業種	四四、〇七七
規則別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種	二二一、三六七
規則別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種	九二、一三〇

○大蔵省、厚生省、告示第十四号
 農林水産省、通商産業省
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年大蔵省、厚生省、告示第七号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
 厚生大臣 丹羽 雄哉
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 通商産業大臣 深谷 隆司

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物
 表に次の一項を加える。
 規則第四条第六号に規定する分別基準適合物
 一〇〇分の九四
 一〇〇分の九四

○大蔵省、厚生省、告示第十五号
 農林水産省、通商産業省
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第三項の規定に基づき、再商品化義務総量（平成八年大蔵省、厚生省、告示第八号）の一部を次のように改正し、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
 厚生大臣 丹羽 雄哉
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 通商産業大臣 深谷 隆司

表容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、通商産業省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物の再商品化義務総量の欄中「二八、八〇〇」を「二四、三〇〇」に改め、同表規則第四条第二号に規定する分別基準適合物の再商品化義務総量の欄中「一三、六〇〇」を「一七、〇〇〇」に改め、同表規則第四条第三号に規定する分別基準適合物の再商品化義務総量の欄中「二〇、八〇〇」を「二二、六〇〇」に改め、同項の次に次の一項を加える。

規則第四条第四号に規定する分別基準適合物
 六、二〇四

表規則第四条第五号に規定する分別基準適合物の再商品化義務総量の欄中「四、六一三」を「七、一九七」に改め、同表に次の一項を加える。

規則第四条第六号に規定する分別基準適合物
 一四、三八二

○大蔵省、厚生省、告示第十六号
 農林水産省、通商産業省
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条第三項の規定に基づき、平成十二年以降の五年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画（平成十一年大蔵省、厚生省、告示第九号）の一部を次のとおり変更したので、同項の規定に基づき、公表し、平成十二年四月一日から適用する。
 平成十一年十二月十六日

大蔵大臣 宮澤 喜一
 厚生大臣 丹羽 雄哉
 農林水産大臣 玉沢徳一郎
 通商産業大臣 深谷 隆司

六の1の表中

一一一	一一二
一九二	二〇二
二〇二	二〇二
二六八	二六八

を

一五三	二六一
三三六	四〇一
四〇一	四〇六

に改める。